

熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について

熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前項の規定」に、「による」を「によること」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定により一般職の職員の例によることとされたもののうち常勤監査委員の扶養手当の支給については、給与条例第 9 条第 1 項ただし書の行政職 8 級職員等の例による。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

常勤監査委員の扶養手当の額を、行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるものと同額とするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。